

国際受刑者移送法の一部を改正する法律案（閣法第三三号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、受刑者の移送について、現行の欧州評議会の「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に基づくものに限らず、「刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する日本国とタイ王国との間の条約」その他の今後我が国が締結する受刑者移送に関する条約に基づいて行うことができるようになるため所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、条約の定義

「刑を言い渡された者の移送に関する条約」とされている条約の定義を「日本国が締結した刑を言い渡された者の移送及び確定裁判の執行の共助について定める条約」とする。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。